



## 児童虐待

児童虐待とは・・・虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。

### 身体的虐待

- なくる、ける、首をしめる、熱湯をかける、おぼれさせる、タバコの火を押つける、からだを激しく揺さぶる・・・など

### 保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)

- 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気やけがなどをしても病院に連れて行かない、家に閉じ込める・・・など
- 一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬふりをする

### 性的虐待

- 性交や性的な行為を要求する、ポルノの被写体にする・・・など

### 心理的虐待

- 「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」などのひどい言葉で傷つける、わざと無視する、ほかのきょうだいと差別をする・・・など
- 子どもの目の前で、夫やパートナーがその相手に暴力をふるうこと (DVを目撃させてしまうこと)

### 虐待が疑われる親子に気づいたら・・・

虐待通告は、私たちの義務です。

虐待かもしれない・・・という段階でも、連絡 (通告) してください。子どもだけでなく、親も援助を求め苦しんでいることが多いのです。

### 親子を救うために、必ずお電話ください。

### 虐待しているかも・・・、虐待してしまいそう・・・と不安な保護者のかたへ

- 子育てでイライラしてしまい子どもを怒ってしまう
- 子どもがかわいくないと思ってしまう
- 子どもに関心がない など

1人で悩まないで、まずお電話ください。子ども本人からの相談も受け付けています。

### 子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡 通告は義務=権利
- 2 「しつけのつもり・・・」は言い訳 子どもの立場で判断
- 3 ひとりで抱え込まない あなたにできることから即実行
- 4 親の立場より子どもの立場 子どもの命が最優先
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる 特別なことではありません

子どもについての各種相談は、  
P12~13→各種相談窓口 をご覧ください。

### こども総合相談 専用ダイヤル

相談時間 / 平日 午前8時45分~午後5時30分

☎095-825-5624

または

☎095-822-8573

(直通) ☎095-829-1270

その他にも、子育て支援課への直通電話もあります。

子どもの命に関わるような緊急の場合には、児童相談所や最寄りの警察署へ連絡してください。

長崎市を管轄する児童相談所  
長崎こども・女性・障害者支援センター

☎095-844-6166

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はやく 番  
☎ 1 8 9

## 幼稚園・保育所・認定こども園など



### 教育・保育施設

	幼稚園 P23	保育所 P25	認定こども園 P28	小規模保育事業 P30
概要	小学校以降の教育の基礎を作るための、幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う施設	幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育・保育を一体的に行う施設	少人数の単位で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う施設
対象年齢	満3歳から就学前	0歳から就学前	0歳から就学前	0歳から2歳 (※3)
対象児童	教育を希望する児童	保育の必要な事由に該当する児童	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ	保育の必要な事由に該当する児童 (3号認定) (※3)
利用者負担	保育料：市が設定 (※1) 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：市へ	保育料：市が設定 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：園へ
利用時間	教育標準時間 (4時間程度)	保育標準時間 (最長11時間) (※2) 保育短時間 (最長8時間) (※2)	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ	保育標準時間 (最長11時間) (※2) 保育短時間 (最長8時間) (※2)

(※1) 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園は各施設で設定します。

(※2) 保育標準時間は保護者の就労がフルタイム、保育短時間は、保護者の就労がパートタイムを想定。保育標準時間・短時間の対応時間は各施設で設定しています。

(※3) 現在、実施している小規模保育事業は地域の実情により0歳から就学前までを対象としています。

## 各施設の利用手続きについて

Point!

### 1 市の「認定」が必要です

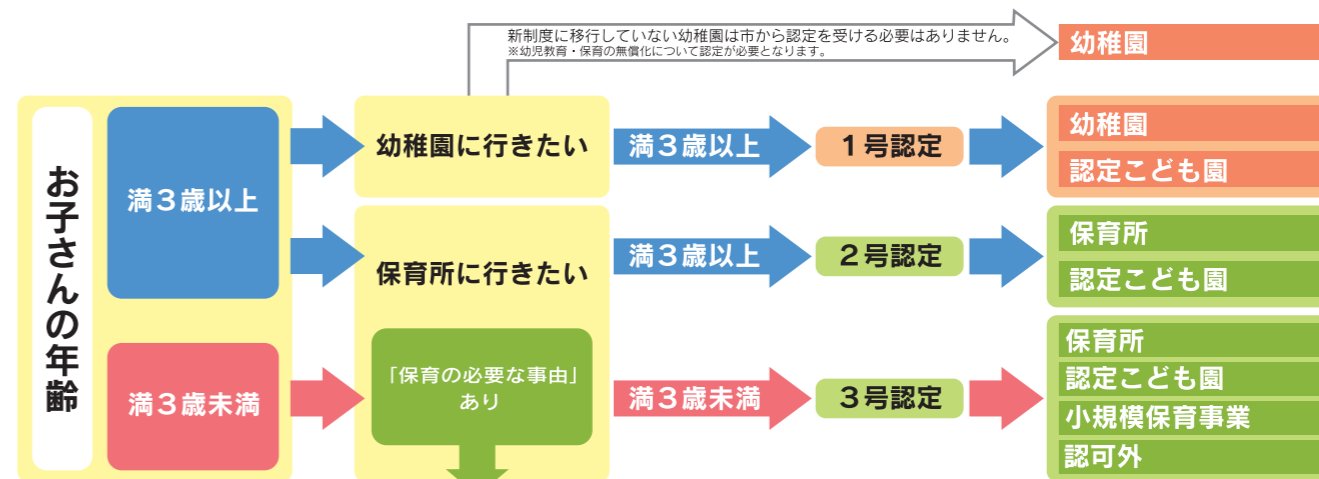
幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用するためには長崎市から教育・保育を受けるための「認定」を受けることが必要です。「認定」にはお子さんの年齢や保育の必要性に応じて区分 (1号・2号・3号) があり、利用できる施設も異なりますので、下図でご確認ください。

注意

- 「認定」はお住まいの (住民票のある) 市町村で行います。他市町村の施設を利用したい (広域入所) 場合も、まずは、お住まいの市町村へお尋ねください。
- 認可保育所及び認定こども園は、全ての施設が子ども・子育て支援新制度に移行していますが、幼稚園は新制度に移行していない施設もあります。新制度に移行していない幼稚園の利用を希望する場合は、「認定」を受ける必要はありません。

Point!

### 2 認定区分を確認しましょう



### 保育の必要な事由 (「保育の必要性」)

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・負傷・障害
- 4 親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 8 虐待、DV
- 9 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること